省令

○総務省令第二十一号

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）の施行に伴い、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

総務大臣　石田　真敏

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税） **第十七条**　接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税） **第十七条**　接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定（第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第二項、第三項及び第五項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）」と、同令第十一条第三項中「法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは「設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）	
	一般法定機能	算定対象電気通信役務	
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務	
	一般法定機能	算定対象電気通信役務	
	対象設備等	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）	
第十一条第三項	対象設備等	算定対象設備等	
	法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として	